

## 静岡産業大学学部長選考規程施行細則

### (目 的)

第1条 この細則は、静岡産業大学学部長選考規程（以下「規程」という。）第6条（施行細則）の規定に基づき、学部長の選考に関し、必要な事項を定める。

### (推薦の時期)

第2条 学部長候補者の推薦については、次の各号に掲げる時期までに行う。

- (1) 規程第2条（学部長の選考）第1項第1号による場合は、その事由の生じる年の1月31日まで
- (2) 規程第2条（学部長の選考）第1項第2号、第3号及び第4号による場合は、その事由の生じた後1か月以内

### (推薦の方法)

第3条 学部長候補者の推薦に際して学長は、規程第4条（候補者の推薦）第2項に規定する者（以下「推薦者」という。）に推薦依頼及び学部長候補者推薦書（別紙様式）を配布する。

- 2 推薦者は、学部長候補者推薦書を記入し、厳封のうえ、学長宛て親展にて提出する。
- 3 各人が推薦できる人数は1名とする。ただし、この推薦権は行使しなくてもよいものとする。

### (幹部事務職員)

第4条 規程第4条（候補者の推薦）第2項に定める幹部事務職員とは、次の者をいう。

- (1) 大学事務局長
  - (2) 大学事務局次長
  - (3) その他理事長が指名する者 3名以内
- 2 前項第1号に掲げる者は、各学部の学部長について推薦するものとする。

### (再推薦)

第5条 規程第4条（候補者の推薦）による推薦の結果に不具合が生じた場合は、学長は推薦者に再度推薦を求めることができる。

### (結果の通知等)

第6条 学部長の選考の結果については、学長が被推薦者の氏名を含め、文書にて推薦者に通知するものとする。なお、被推薦者の氏名以外の内容についてはすべて非公開とする。

(改 正)

第7条 この細則の改正は、理事長の決裁を経て行う。

附 則

この細則は、平成19年11月28日から施行する。

附 則 (平成27年10月28日改正)

この細則の改正は、平成27年10月28日から施行する。

様 式

静岡産業大学学部長候補者推薦書

年 月 日

静岡産業大学学長 様

推薦者氏名

印

私は、次期静岡産業大学 学部学部長候補者として、

氏を推薦します。